

情報 ファイル

Information
File

税

事業を営んでいる皆さんへ
償却資産申告書を
提出してください

償却資産とは、土地や家屋以外の事業用資産のうち、その減価償却費が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金や必要経費に算入される次のようなものを含みます。

- ① 構築物（建物附属設備を含む。）
門、塀、上屋、構内舗装、広告施設など
- ② 機械および装置
旋盤、ボール盤、フライス盤など

- ③ 船舶
ボート、漁船など
- ④ 航空機
セスナ、ヘリコプターなど

- ⑤ 車両および運搬具
手押し車、動力運搬車など（自動車税や軽自動車税の課税対象の自動車などは除く。）

- ⑥ 工具・器具および備品
工具類、計算機、レジスター、机、いすなど

これらの資産を所有している方は、平成28年1月1日現在の資産所有状況を2月1日(月)までに申告してください。

なお、平成28年度償却資産申告書を、以前から事業を営んでいる方には送付しましたが、平成27年中に新しく事業を始めた方や申告書が届かなかった方は、税務グループへ連絡してください。

※地方税ポータルシステム（エルタックス）を利用して電子申告をすることが出来ます。

詳しくは

エルタックスホームページ

<http://www.aitax.jp/>

サポートデスク

☎0570-081-459

市県民税第4期 国民健康保険税第7期の納期限は 2月1日(月)です

市県民税は、地域生活に必要な学校や公園、道路などの整備を行う大切な財源です。また、国民健康保険税は、国民健康保険に加入している方の医療費や子どもが生まれたときの給付などにあてられる大切な税金です。

～かならず納期限内に納めましょう～

納税には口座振替が便利です

原則として、支払方法は口座振替をお願いしています。納め忘れがなく、納期ごとに金融機関やコンビニなどへ出かけて支払う必要がありません。口座振替の方は、残高の確認をお願いします。

口座振替申込

申込先

市県民税
金融機関もしくは困税務グループ
国民健康保険税
金融機関もしくは困市民窓口グループ

持ち物

通帳、通帳に使用している印鑑
※口座振替開始は、申込みから2か月後になります。

問合せ先

市県民税(困税務グループ)
☎52-1111(内線246・247・248)
国民健康保険税(困市民窓口グループ)
☎52-1111(内線261・262)
※口座振替は(内線241・243・259)へ

家屋を取り壊したら 連絡してください

平成27年中に取り壊した家屋については、平成28年度から課税されません。

家屋の全部または一部を取り壊した場合は、面積の大小にかかわらず税務グループへ連絡してください。

(電話連絡も可)

ただし、滅失登記済みの場合や家屋調査の際に申し出をした場合は不要です。

「家屋滅失届」は税務グループ窓口もしくは、市公式ホームページから入手できます。

善意をありがとう

ございました
(敬称略)

市・社会福祉協議会へ

HAPPY子育てFESTA実行

委員会

問合せ先

困税務グループ

☎52-1111(内線245・258・244)

